

資料 4

2024年4月15日



日本学術会議の組織及び海外のナショナル・アカデミーについて

日本学術会議副会長 日比谷潤子

日本学術会議について（組織の概要）

- 日本学術会議は、日本の科学者の代表として、優れた研究又は業績がある科学者の中から選出された、定員210名の会員と約2,000名の連携会員により組織。
- 会員は任期6年（3年ごとに半数改選）、会長は日本学術会議総会での互選により選出。
- 人文・社会科学から生命科学、理学・工学にわたる全分野の科学者により、3部制で構成。
- 目的は、日本の科学者の代表機関として、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（日本学術会議法第二条）。
- 「ナショナル・アカデミー」として、学術の国際活動において、日本の科学者の代表として活動。



日本学術会議について（組織の概要）

使命・目的・権限等

○使命（[日本学術会議法前文](#)）

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

○組織の性格（[日本学術会議法第一条](#)）

日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
日本学術会議に関する経費は 国庫の負担とする。

○目的（[日本学術会議法第二条](#)）

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

○職務（[日本学術会議法第三条](#)）

日本学術会議は、独立して左の職務を行う。
一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

○権限（[日本学術会議法第四条・第五条・第六条の二](#)、[日本学術会議会則](#)）

政府からの諮問への答申 政府への勧告、国際団体加入などの国際活動、「意思の表出」（要望・声明・提言・見解・報告・回答）の発出、学協会との連携など科学者間の連携促進、学術フォーラム・シンポジウム等の主催等々

会員選考

コ・オブレーション方式：

- ・優れた研究又は業績がある会員及び連携会員が次期会員の候補となりうる者を推薦。関連する学術研究団体や外部団体等からも情報提供を受ける
- ・学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たすという観点から採用（海外アカデミーでも採用）

ナショナル・アカデミーの機能

- 日本は、提言・助言機能に特化
 (国立大学法人・国立研究開発法人のような研究機能をもたない)
 諮問によることなく、政府への勧告機能を有する点で審議会と異なる

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)	日本 (日本学術会議)
提言・助言	○	○	○	○	○
栄誉・顕彰	○	○	○	○	— (栄誉機能：日本学士院)
助成	○	○	○	△ (奨学金)	—
調査・研究	○	○ (研究は科学史のみ)	○ (研究は科学史のみ)	△ (提言のため)	— (提言に係る若干のアンケート等を除く)

日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（概要）

（令和3年4月22日日本学術会議総会）

I 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた設置形態

○ナショナル・アカデミーとして不可欠な要件：

- ①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性

○現行の日本学術会議の設置形態は上記5要件を満たし、国の機関としての形態は役割を果たすのにふさわしいもの。変更する積極的理由を見出すことは困難。

（国の機関以外の設置形態とする場合、学術的に国を代表する機関としての地位やその独立性、国との関係などを法律上明確にする規定が必要。自らの改革を進めつつ、検討を深める。）

II 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組

1 国際活動の強化

日本の科学者の内外に対する代表機関である学術会議にとって極めて重要な活動

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

提言などの意思の表出は科学的助言のための活動であり、学術会議の活動の中核。独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待（審議会等との違い）

3 対話を通じた情報発信力の強化

一方向性のコミュニケーションのみならず、学協会との連携や社会の意見を聞き取る取組の強化、社会の受け止めや政策立案への貢献のフォローアップ

4 会員選考プロセスの透明性の向上

学術会議が社会から信頼されるため、会員候補選考に関する説明責任を強化

5 事務局機能の強化

より良い役割発揮のため、高度の専門性を備えた人材の確保が必要

ナショナル・アカデミーの5要件 (「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」)

- ナショナル・アカデミーとして備えるべき要件として、国際的に広く共有された考え方(「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和3年4月22日日本学術会議))

<要件①> 学術的に国を代表する機関としての地位

[日本学術会議法第二条・第六条の二]

<要件②> そのための公的資格の付与

[日本学術会議法第三条・第四条・第五条・第六条・第七条]

<要件③> 国家財政支出による安定した財政基盤

[日本学術会議法第一条]

<要件④> 活動面での政府からの独立

[日本学術会議法第一条・第三条・第二十八条など]

<要件⑤> 会員選考における自主性・独立性

[日本学術会議法第七条・第八条]

○ 会員選考に政府は介入しない

- ・会員選考に関して、政府が関与する事例は皆無。
- ・会員選考に際して、外部からの意見を聞く場合は、学問的業績を外部有識者に聴取（外部有識者には、外国の有識者を含む国※もある）することに限定。**会員の選考そのもの及びその決定はアカデミーが自律的に行う。**
※インド、オランダ、オーストラリアなど

会員の選考における会員以外の者からの意見聴取

アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる。	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある。	規定なし

活動面の独立性について

○ 活動面での政府からの独立

⇒科学的助言も含め、活動の独立性・政治的中立性が確保されていることがナショナル・アカデミーの核心

科学的助言に関するアカデミーと政府や議会との関係は国ごとに異なるが、最終的な助言内容については、政府から独立して作成している点は共通(科学的助言の作成に政府が介入することはない)。

(参考)

英国政府科学局策定の「科学的助言の指針」(2010)

- ア. 政府は、**独立したものからの科学的助言**に先入観を持つべきではなく、また、公表前にその助言を批判したり、拒否したりすべきではない。
- イ. 政府は、政策決定の理由を、特にその決定が科学的助言と一致しない場合は、そのようにした証拠とともに、**公に説明すべき**である。
- ウ. 政府は、**科学的助言をする者の学問的自由、職業的地位、専門性を尊重し、価値を認めなければならない。**
- エ. 科学的助言をする者は、幅広い要因に基づいて意思決定を行うという政府の民主的権限を尊重し、また、**科学は政府が政策を策定する際に考慮しなければならない証拠の一部に過ぎないことを認識しなければならない。**

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ 政策立案者及び社会へのアドバイスのためのガイドライン

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナの科学的根拠に基づく政策助言は、以下の原則に基づく。

- ・作業グループのメンバーは全員専門家として認められている。
- ・作業グループのメンバーと外部審査員は名誉ある立場で働き、**潜在的な利益相反があれば宣言する。**
- ・作業グループのメンバーは全員、それぞれの専門知識に基づいて任命される。**いかなる組織やロビー団体のためにも活動してはならない。**
- ・レオポルディーナは、いかなるクライアントに対しても責任を負うことなく、助言のテーマを自由に選択し、独立して文書を作成する。**政策立案者の提案によってテーマが送られることもあるが、その場合も同様に独自に取り扱われる。**
- ・作業グループは、結果について何の先入観も持たずに作業する。助言において表明された意見は、オープンマインドな議論の結果である。

※フランス科学アカデミーからの回答(抜粋)

- ・科学アカデミーが最も正当な助言と勧告を行うためには、公的機関や産業界に対して政治的・財政的義務を負わない完全に独立した機関であると認識されることが不可欠。

活動面の独立性について

○ 活動面での政府からの独立

⇒現行法では、国の組織でありながら、高い独立性が法律により保障されている

内閣総理大臣の「所轄」 (日本学術会議法第1条第2項)

「所轄」という用語は、当該機関の独立性が強く、主任の大臣との関係が最も薄いものにつき、行政機構の配分図としては一応その大臣の下に属するという程度の意味をあらわすのに用いられる。(「法令用語辞典」第10次改訂版)

(具体例: 人事院、国家公安委員会、公正取引委員会等)

独立して・・・職務を行う (日本学術会議法第3条)

三条委員会(運輸安全委員会、公正取引委員会等)等に規定例あり

(参考)

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 抄
第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。
- 運輸安全委員会設置法 (昭和48年法律第113号) 抄
第六条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

科学的助言の機能強化のための改革

- 日本学術会議の科学的助言活動（「意思の表出」：答申、勧告、要望、声明、提言、見解、報告、回答）
- **独立した立場**から、**ボトムアップ**で科学技術の課題や社会課題を拾い上げ、**中長期的**に未来社会を展望した対応のあり方を提案
- 個別の学術分野からの助言の提示に加えて、**総合的・俯瞰的視点**からの科学的助言を重視した活動や緊急性の高く社会的影響の大きい案件への対応

「よりよい役割発揮」を定めて実施

1) 科学的助言の質を向上させる取組

- 連絡会議の設置：課題ごとに関係する委員会等が連携する体制
 - ・カーボンニュートラル（ネットゼロ）に関する連絡会議
 - ・パンデミックと社会に関する連絡会議
 - ・持続可能な発展のための国際基礎科学年2022連絡会議
- 科学的助言等対応委員会の設置
 - ・ピア・レビュー機能の強化等

2) 中長期的な科学的助言のあり方

- 持続可能な開発目標(SDGs)、基礎研究力強化、オープンサイエンスなどに対応する審議体制を整備
- 学術体制分科会を設置し、研究インテグリティの諸問題を検討

3) さまざまな関係する市民、団体、機関との意見交換

- 学術フォーラムや公開シンポジウムの開催・討論
- 学術会議関係者と府省関係者が情報交換する会合を開催
- 内閣府や文部科学省からの審議依頼に迅速に対応

科学的助言策定の事前確認項目

- 1) 個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか
- 2) **読者・名宛人**を明確にして立案しているか
- 3) **関係する市民や団体、関係機関などの意見交換**の場を設けているか
- 4) 異論に対する公平な取り扱いがなされているか
- 5) グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか
- 6) 関係する委員会・分科会との連携がなされているか
- 7) 提言等発出後も、関係する市民や団体、**関係機関との意見交換やシンポジウム**を行うなど、提言等の実現に努力するか

日本学術会議の特徴的な科学的助言の例

➤ 分野横断的・中長期的視点からの科学的助言

- 見解「2040年の科学・学術と社会を見据えていま取り組むべき10の課題」（2023年9月）
 - ・今後20年のイノベーション創出を学術の立場から担う当事者である若手アカデミーが、我が国のイノベーション創出を阻む要因について俯瞰的に分析し、解決策を検討

➤ 学術研究の現場の声をふまえた科学的助言

- 提言「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言—2019年日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて—」（2023年8月）

➤ 社会にとって重要かつ対応が必要な問題への科学的助言（*次ページ参照）

- 提言「倫理的課題を有する着床前遺伝学的検査(PGT)の適切な運用のための公的プラットフォームの設置—遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査(PGT-M)への対応を中心に—」を公表（2023年8月）

（近年の提言で、インパクトがあったもの）

- 提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」（2019年10月）
 - ⇒総合科学技術・イノベーション会議 第3回基本計画専門調査会（2019年12月）にて発表
 - 博士課程学生への経済的支援の拡充が基本計画に採用
- 提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」（2019年7月）
- 提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」（2020年8月）
 - ⇒ゲノム医療法の制定（2023年6月）に貢献

日本学術会議における外部からの評価について

- 毎年、外部評価有識者による外部評価を実施。(日本学術会議会則第37条)
- 外部評価有識者は6名以内(現在は5名(2024年3月時点))で、会長が委嘱。
- 外部評価有識者の座長(又は代理)は、取りまとめた外部評価書について総会で説明。
- 3ヶ月以内、1年目途にそれぞれフォローアップを実施。
 - 3ヶ月以内に、会長は、外部評価書において指摘された事項についての対応の考え方をまとめ、会員・連携会員に周知、公表。
 - 1年を目途に、会長は、外部評価書において指摘された事項についての対応状況をまとめ、外部評価有識者へ報告、公表。
- 上記のほか、内閣府における政策評価(施策名「日本学術会議に関する施策の推進」)を実施。

年次報告の作成

外部評価有識者と学術会議の意見交換

(外部評価対応委員会の開催)
・年次報告等

外部評価書取りまとめ

- ・意見交換を踏まえて座長取りまとめ
- ・座長から会長へ提出
- ・座長(又は代理)が総会で説明

フォローアップ

- 3ヶ月以内(対応の考え方)
- 1年目途(対応状況)

日本学術会議会則(平成17年10月24日日本学術会議規則第3号)抄第三十七条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的実施することとする。

外部評価有識者 (2024年3月時点)

苅谷 剛彦	オックスフォード大学社会学科及びニッサン現代日本研究所教授
瀧澤 美奈子	科学ジャーナリスト、日本科学技術ジャーナリスト会議副会長
中村 道治	国立研究開発法人科学技術振興機構名誉理事長、元株式会社日立製作所執行役員副社長
橋爪 誠	北九州古賀病院院長、九州大学名誉教授、元九州大学大学院先端医療医学部門・部門長
座長 長谷川 真理子	独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

外部評価における指摘と対応(例)

- ・迅速な助言は非常に重要であり、いくつかの議論を併記したものであっても、スピードを重視する方が効果的
⇒ 意思の表出の「見解」において、意見の併記もあり得るということを周知
- ・情報発信、広報の在り方については、改良の余地が大いにあると考える／親しみやすい具体例により発信することが必要／若い世代に働きかける視点も重要
⇒ 「国際基礎科学年2022」に関するプロモーション動画、TwitterやYouTubeの活用など広報の充実強化
- ・ハンディキャップをもつ人々への情報発信の方法
⇒ シンポジウムにおいて想定される参加者のニーズに合わせて手話通訳等を実施

海外のナショナル・アカデミーにおける業務計画・外部評価等

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルド ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織 形態	非営利・非政府組織	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）	非営利組織	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 定款はデクレ（décrets）により承認（approbation）
業務 計画	NRCが戦略計画（2020－2025）を初めて策定	・評議会が戦略計画（2017-2022）を策定 ・委員会、WGが年次計画を策定	年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	年間活動計画を策定
外部 評価等	会計監査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査 ・毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティー委員会に年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常5年ごとの会計検査院による会計検査

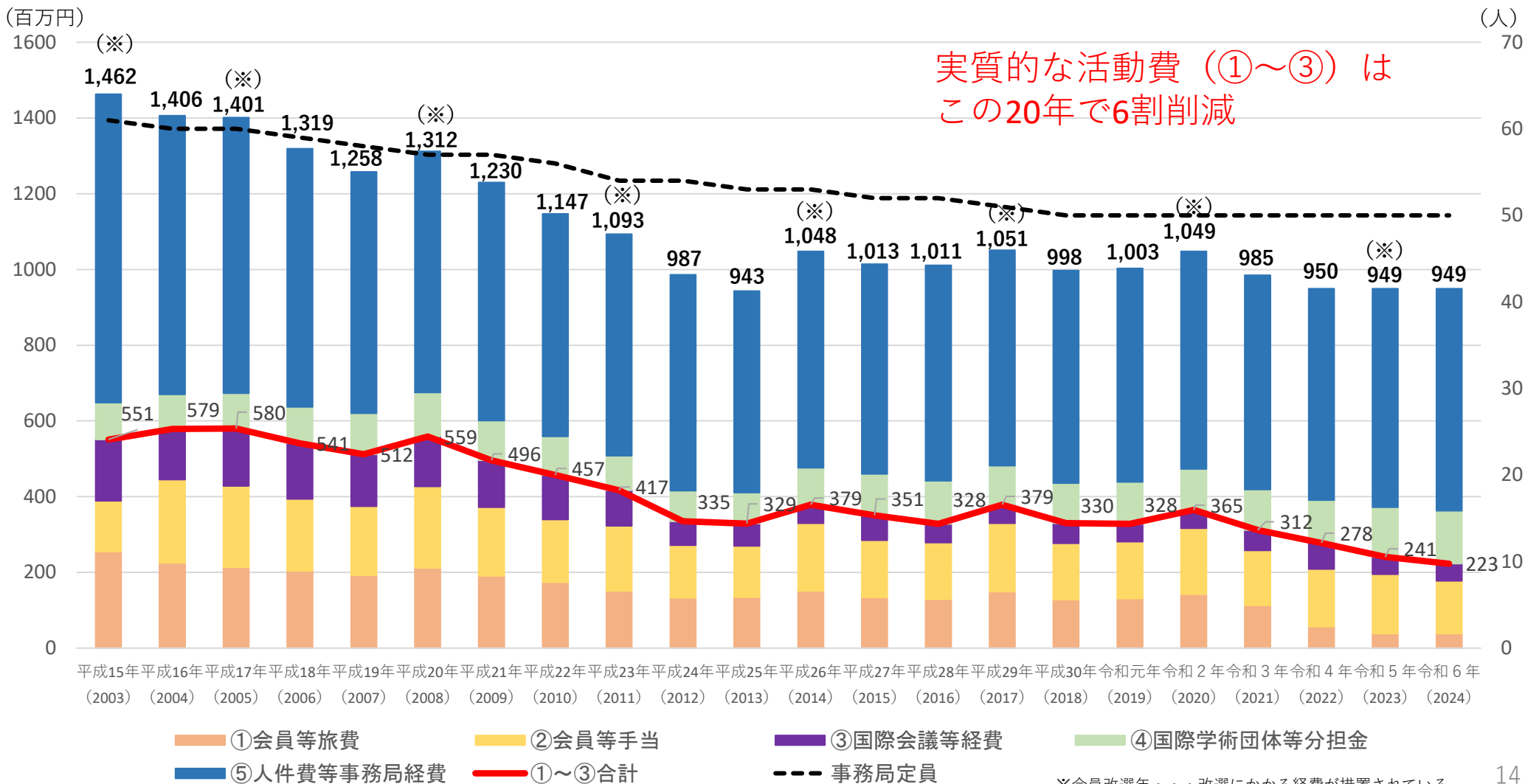
調査の限りでは、組織形態にかかわらず、財務に関する監査以外の国の関与はない

財政について

○ 国家財政支出による安定した財政基盤

⇒ 現在は経費はすべて国庫の負担 (日本学術会議法第1条第3項)

日本学術会議の予算の変遷とその内訳 (H15~R6)



海外のナショナル・アカデミーの財政 組織形態にかかわらず公的資金を投入

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルド ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織 形態	非営利・非政府組織	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）	非営利組織	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 会則はデクレ（décrets）により承認（approbation）
年間収入 と支出	<p>(2020年) 約4.31億ドル（約578億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金は約45%（調査研究、ワークショップ等） ・過去5年間の公的資金は約1.9～2.2億ドル／年で推移（投資収入の増減により公的資金割合は約45～75%で変動） ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の80%程度が研究、ワークショップ、フェロウシップ・プログラム運営等 <p>※1ドル = 134.22円(2022.6.9) 【NAS, NAE, NAM, NRCの連結決算】</p>	<p>(2020-2021年度) 約1.34億ポンド(約225億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金は約85%（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・過去5年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約7割から8.5割に増加） ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%（850万ポンド ≒ 14.3億円） ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある <p>※1ポンド = 168.31円(2022.6.9)</p>	<p>(2020年) 約1589万ユーロ(約22.9億円) - うち、1324万ユーロ(約19.1億円)が公的資金。うち1204万ユーロが「連邦政府80% + 州政府20%」の枠組みによる公的資金</p> <p>- その他、265万ユーロ(約3.8億円)の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割（公的資金は約1400万～約1500万ユーロで推移） ・政策提言は100%公的資金で賄われる <p>※1ユーロ = 143.91円(2022.6.9)</p>	<p>(2019年) 約625万ユーロ（約9.0億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金（使途の縛りなし）は1/3未満 ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金（使途の縛りなし）で賄われる <p>※1ユーロ = 143.91円(2022.6.9)</p>

まとめ

- ナショナルアカデミーは、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」で示した5要件を充足することが不可欠で、現行の日本学術会議は、5要件を充たしている。
- 日本学術会議は、既存の他の組織（国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等）とは異なる機能を有する。
- 日本学術会議は、主として助言・提言機能を担い、限られた予算の中で、多様な政策課題について意思の発出を行っている。
- 組織・制度設計に当たっては、活動面での政府からの独立性を制度的に確保することが極めて重要である。
 - ・現行の独立行政法人、特殊法人には、主務大臣の多様な関与・監督が存在し、「法人化＝独立性の確保」を意味しない。
- 安定した財政基盤の継続的な確保は、活動の独立性・政治的中立性の担保に資する。
 - ・海外の主要アカデミーでも、公的資金が投入されている。
- より良い役割発揮に当たって、今後最も必要なのは、専門的人材の確保や財源の充実である。

(参考) 日本学術会議法 (抜粋)

日本学術会議法 (昭和23年法律第121号) 抜粋

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3～8 (略)

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4～6 (略)

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。